

車検証の電子化に伴う 提出譲渡書類および名義変更結果連絡の運用変更について

2023年1月より登録車の車検証が電子化される事にもない、電子車検証について以下の通りの取り扱いとします。各位におかれましては、事前にご確認いただき、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【出品店】 成約車両の提出譲渡書類（登録車の場合）

電子車検証の券面には所有者情報が記載されないため、所有者が確認できる書類を添付してください。

「電子車検証」

自動車検査証記録事項



- ・車検証閲覧アプリから印刷可能
- ・当面、移転登録時に陸運支局から発行

- ※ 電子化されていない従来の車検証の場合は添付の必要はありません。
- ※ 「所有者が確認できる書類」を添付されていない場合、支払いが遅延する場合がございます。

【落札店】 名義変更結果の連絡（登録車の場合）

交付年月日と登録番号、車台番号が確認できる書類をご提出ください。

「電子車検証」 のコピー

自動車検査証 記録事項

登録事項等 証明書

or

or

- ・電子車検証発行日を名義変更日とみなします。
- ・日付の改ざん等、悪質な行為が認められた場合は厳格な処置を講じます。

国交省 電子車検証特設サイト <https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

株式会社JU岐阜羽島オートオークション

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地 TEL 058-398-5100 <https://www.i-gforce.co.jp>
 本件に関するお問い合わせ先 TEL 058-398-5100 書類課 ガイダンス③ / 名変課 ガイダンス④